

件名	教職員の懲戒処分について
受付日	令和4年6月14日
ご意見・ご提案の概要	修学旅行中に飲酒した教員は、即懲戒免職の重く厳しい処分である。生徒、保護者に対し謝罪すべきである。
県の考え方	<p>懲戒処分については、当県の「懲戒処分の指針」に基づき、様々な要素を総合的に考慮した上で決定しております。</p> <p>また、今回の事案（修学旅行引率中の飲酒）については、学校が説明会を開き、生徒、保護者に対し、謝罪を行っております。</p> <p>今後とも、不祥事の再発を防止するため教職員の服務規律の徹底に努めてまいります。</p>
担当課	教育委員会 教育管理課